

令和元年度第五回（八月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和元年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和元年8月28日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後2時45分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太大 14番 横田親紀 15番 澤久 進

16番 西尾正信 17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 寿柳知己 主任 半田智也

事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第5回総会」を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。  
農業委員会の在任委員20名中、20名全員の出席で定足数に達していますので  
総会が成立していることをご報告いたします。  
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規  
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・中尾貞治委員、10  
番・山口勇満委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の  
許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見  
聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」  
について説明します。今月は2件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございます。  
こちら2件とも軽微な変更によるもので、諫早市長から農業委員会へ意見を求  
められたものでございます。

1番、有喜地区、早見町の畑1筆、1, 164㎡を農業用倉庫及び農業用資材置  
場とするために、農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申  
出です。申出者は家族で農業を営んでおり、農業用倉庫については、トラクターな  
どの農業用機械の保管ため平成27年に既に建設しており、その倉庫における追認  
の申出となります。また、肥料、ネット及び支柱などの資材置場も必要であったた  
め、農業用資材置場としても利用するため、農業用施設用地へ変更する申出となっ  
ております。農地法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請を予定さ  
れています。

2番、飯盛地区、飯盛町後田の畑1筆、520㎡のうち192㎡を農業用倉庫と  
するために、農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出で  
す。申出者は飯盛町で農業を営んでおり、農業用機械等を保管するための農業用倉  
庫として利用するため、農業用施設用地へ変更する申出となっております。農地法  
の用途変更手続完了後は農業用施設届を提出する予定となっております。

議案第1号については、以上となります。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
 ご質問がないようですので、1番の農用地区域の用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
- 議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
 ご質問がないようですので、2番の農用地区域の用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 ご異議がないようですので、2番の農用地区域の用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
- (議案第2号) 議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
 1番、諫早地区、福田町の農地1筆、2,633㎡を耕作に便利のため、使用貸借3年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は12,165㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや移植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に3年間従事され、借人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。
- 2番、森山地区、森山町本村の農地1筆、96㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,961㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは約10mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。
- 3番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、11㎡を自己所有地に接し、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は14,339㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインや田植え機の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 1番の補足説明をいたします。現地を確認してきました。権利取得後は、権利を設定する農地において年間を通し、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権

利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、2番と3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番の現地を確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地及びそれと隣接する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長 2番と3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小長井町田原の畑1筆118㎡の農地について、既存宅地と併せて830.53㎡とする宅地拡張の申請で追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造2階建で平成6年頃に増築され、平成11年頃には宅地とし利用していたとのことです。汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はございません。また、畑を無断で宅地に転用していたということで顛末書も提出済みです。本件にかかる追加の資金はございません。以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第4号) 事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
1番、小栗地区、小川町の申請は8月22日付けで取下げ申立書の提出がっております。

2番、小野島町の田1筆300㎡に居宅1棟を建築する転用申請です。契約は売買。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。申請地は、島原鉄道干拓の里駅から北へ約200mに位置しますので第3種農地と該当すると思われます。建物は木造2階建てで、隣地に農地はありません。雨水は北側の道路側溝に放流し、汚水等は下水道へ接続します。資金は融資証明の写しで確認済みです。都市計画法第43条第1項に伴う許可についてですが、8月9日付で許可書が発行されております。

3番、中通町の畑1筆232㎡について、駐車場用地とする転用許可申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策は自然流下、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

4番、飯盛町下釜の畑1筆828㎡について、太陽光発電施設用地に転用し、パネル308枚を設置する申請です。契約内容は地上権設定20年。設置面積は828㎡、売電単価は18円です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策は水路へ放流し、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

5番、飯盛町平古場の田2筆331㎡について、居宅1棟建築する転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については残高証明書で確認しています。

6番、飯盛町上原の田1筆1,055㎡について、居宅1棟の建築及び資材置場に転用する申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。

申請地は、飯盛支所から東へ約200mに位置しますので第3種農地に該当すると思われる。建物は木造平屋建、雨水は水路へ放流、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流されます。隣接する農地はありません。資金については残高証明書及び融資証明で確認しています。

議案第4号については以上となります。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の補足説明を致します。

2番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

3番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番と5番の補足説明を致します。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 4番は既設水路に接続とありますけれども、どのような水路ですか。素堀り側溝

ですかU字溝ですか。

事務局 形状は横幅が80cm、深さが60cmのコンクリートの水路です。使用にあたっては申請者に飯盛支所の産業建設課と事前に協議するよう話をしておりまして、その結果、計画のとおり使用しても問題ないということを支所に確認しています。

議長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,595㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

2番、飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、3,358㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

3番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、4,877㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

以上、1番～3番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の4番から17番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括

して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局

議案第5号の4番から17番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の4番、諫早地区、福田町の農地7筆、3,340㎡を議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の5番、小野地区、小野島町の農地3筆、10,060㎡を議案第6号の2番に使用貸借10年と賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の6番、本野地区、本野町の農地1筆、2,226㎡、

7番、本野地区、本野町の農地2筆、1,756㎡、

8番、本野地区、本野町の農地2筆、2,685㎡の計5筆6,667㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の9番、長田地区、高天町の農地1筆、838㎡、

10番、長田地区、正久寺町の農地3筆、4,501㎡の計4筆5,339㎡を議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の11番、森山地区、森山町下井牟田の農地5筆、3,050㎡、

12番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、1,940㎡の計7筆4,990㎡を議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の13番、森山地区の農地3筆、2,061㎡を議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の14番、高来地区、高来町下与の農地7筆、4,547㎡を、議案第6号の7番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリ、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15番、小長井地区、小長井町大峰、小長井町川内の農地4筆、1,901㎡、16番、小長井地区、小長井町小川原浦、小長井町新田原の農地4筆、2,935㎡の計8筆4,836㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で

新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地4筆、2,737㎡、を議案第6号の9番に賃貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、葡萄、キュウリの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆3,382㎡について、議案第6号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年2ヶ月となっています。

以上 第5号議案の4番から17番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から10番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上です。

議長 議案第5号の4番から17番、また、議案第6号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の4番から17番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の4番から17番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次、事務局 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から2件、小野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から3件、飯盛地区から2件、合計9件の届出が出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。飯盛地区から4件の通知が出ています。解約理由としましては、全て農地中間管理事業に取り組むためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真崎町の畑3筆153㎡を道路用地にする届出です。

2番、真崎町の田1筆883㎡を分譲住宅及び道路用地にする届出です。

3番、貝津町の田1筆234㎡を倉庫及び資材置場用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、仲沖町の田1筆909㎡を共同住宅及び駐車場用地にする売買の届出です。

2番、栄田町の畑1筆284㎡を事務所及び駐車場用地にする売買の届出です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

1番、小栗地区、栗面町の農地2筆、1、473㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、区域区分は農振白地です。

報告については以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 2件。

議案第2号 農地法第3条許可 3件。

議案第3号 農地法第4条許可 1件。

議案第4号 農地法第5条許可 5件。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 17件。

議案第6号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 10件。

以上、審議件数は、全部で38件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名人 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名人 \_\_\_\_\_ ⑩